

育児等支援サービス利用助成事業のご案内

嘉手納町では、新型コロナウイルス感染症の影響により里帰り出産が困難となった妊産婦に対し、安心して産前・産後期を過ごしていただけるよう、民間の育児等支援サービスの利用に係る費用を助成します。

事業の内容

1. 育児支援サービス
 - ① 子どもの保育園等への送迎に関すること
 - ② 子どもの預かりに関すること
 - ③ ①及び②に掲げるもののほか、育児に関して必要な支援
2. 家事支援サービス
 - ① 調理に関すること
 - ② 買物に関すること
 - ③ 室内又は浴室トイレの清掃に関すること
 - ④ ①～③までに掲げるもののほか、家事に関して必要な支援



助成の対象

- ・利用時間：午前7時から午後7時までの間の連続した2時間以内
- ・利用回数：1日1回かつ月4回まで
- ・利用上限額：10,000円/1回
- ・利用期間：概ね6月間

対象者

- ・嘉手納町に住所を有する妊産婦
- ・予定していた里帰り出産が困難となった妊産婦
- ・実家の親等から育児支援等を受けることができない妊産婦

申請から利用までの流れ

嘉手納町役場子ども家庭課へ申請書を提出
↓
サービス利用決定通知を受ける。
↓
利用希望の事業所を探し、サービスを利用する。



助成金の請求

利用した事業所が発行する領収書を提出（サービス利用後6月以内）

【お問い合わせ先】

嘉手納町役場 子ども家庭課 母子保健係
担当：山内/金城 連絡先956-1111
(内線270/156)